

令和6年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和6年 2月20日(火)	開会	午前9時29分
		散会	午前9時46分
	2月27日(火) 第1回	開会	午前9時29分
		休憩	午前9時47分
	第2回	再開	午後0時18分
		散会	午後0時19分
	2月29日(木) 第1回	開会	午前9時29分
		休憩	午前9時33分
	第2回	再開	午後0時15分
		散会	午後0時17分
	3月 4日(月) 第1回	開会	午前9時29分
		休憩	午前9時38分
	第2回	再開	午後0時15分
		散会	午後0時17分
	3月26日(火)	開会	午前9時29分
		散会	午前9時35分
	3月27日(水) 第1回	開会	午前9時30分
		休憩	午前9時37分
	第2回	再開	午後0時59分
		休憩	午後1時 4分
	第3回	再開	午後2時40分
		休憩	午後2時42分
	第4回	再開	午後4時39分
		閉会	午後4時50分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年2月20日(火))

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提案させていただく議案について説明する。

まず、2月27日・代表質問初日に御提案する議案について説明する。

サイドブックにある「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。予算については、一般会計のほか、特別会計11件、企業会計4件であり、それぞれ補正をお願いするものである。

議案の詳細については、この後、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について説明する。サイドブックにある「令和6年2月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。

その内容であるが、まず、副知事の選任についてである。埼玉県副知事に山崎達也氏を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

次に、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に小笠原薫子氏を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

次に、公安委員会委員の任命についてである。埼玉県公安委員会委員に佐藤久仁恵氏を新たに任命することについて、御同意をお願いするものである。

経歴等については、お配りしているので、御覧いただきたい。

以上が、今定例会県議会に追加提案させていただく議案の概要である。よろしく願います。

**企画財政部長**

それでは、委員長のお許しを頂いたので、2月27日・代表質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について説明する。サイドブックにある「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。2ページにある資料1「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名表(追加提出)」を御覧願う。

追加提案を予定している議案は、予算16件である。5ページを御覧願う。資料2「令和5年度2月補正予算(追加)案の概要」により説明する。

この補正予算案は、県税や地方交付税などの歳入について、既定予算額と収入見込み額との調整を行うとともに、歳出について、給与費や公債費などの執行見込み額を踏まえた精査や、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予算への対応など必要な措置を行うため、編成したものである。

6ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で632億862万4千円の減額、特別会計で65億5,808万円の増額、公営企業会計で174億8,079万7千円の減額、合計で741億3,134万1千円の減額となっている。

「2 補正予算の主な財源」についてだが、「県税」については、法人二税や個人県民税

が当初の見込みを上回ったことなどにより、170億円を増額するものである。

「地方交付税」については、国の補正予算に伴い追加交付があったことなどにより、普通交付税の額が当初の見込みを上回ったことから、256億1,251万9千円を増額するものである。

「繰入金」のうち、「財源調整のための基金の取り崩し中止」については、本年度の収支見通しを踏まえ、491億2,200万円の取り崩しを中止するものである。

これにより、下の「\*1」にあるとおり、「財源調整のための基金の残高」は、令和5年度末で約1,697億円、令和6年度末で約418億円を見込んでいるところである。

次に、「その他」についてである。下の「\*2」にあるとおり、主な内訳として、「地方譲与税」については、全国の特別法人事業税収入が増加したため、本県に譲与される特別法人事業譲与税が当初の見込みを上回ったことにより、102億200万円を増額するものである。

「国庫支出金」については、新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用を見込んでいた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、825億1,575万6千円を減額するものである。

「繰越金」については、令和4年度決算における実質収支の金額からこれまでの補正予算の財源として活用した繰越金を差し引いた金額である、382億6,607万5千円を計上するものである。

「県債」については、臨時財政対策債の発行可能額が当初の見込みを下回ったため、46億2,200万円を減額するとともに、その他の県債についても、事業の進捗等に応じて発行額の減額等を行うことから、168億5,486万7千円を減額するものである。

7ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容（一般会計）」について説明する。

まず、「(1) 主な歳出」についてである。

「ア」については、県税や地方譲与税などの収入増に加え、歳出における執行節減等により捻出した財源を財政調整基金へ積み立てるものである。

「イ」については、令和6年度及び7年度の臨時財政対策債の償還財源として普通交付税が前倒しで交付されたため、基金に積み立てるものである。

「ウ」及び「エ」については、公共施設等の長寿命化や県債の満期一括償還のため、基金への積立てを行うものである。

「オ その他事業費の主な増額」のうち、(ア)については、公立の小・中学校における1人1台端末の更新費用等の財源として、国から補助金が措置されたため、積み立てるものである。

(イ)については、(ア)の基金を財源として、市町村に対し、1人1台端末の更新費用等を補助するものである。

(ウ)については、デジタル分野や理数分野等の人材育成のため、3DプリンタなどのICT機器の整備や、専門家による講義の実施等をするものである。

(エ)については、介護・障害福祉サービス従事者の処遇改善を図るため、職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、一人当たり月額6,000円程度の収入引上げに必要な費用を補助するものである。

8ページを御覧願う。

(オ)については、県内の保育・介護人材確保等の取組を推進するため、修学や就職準備に係る費用の貸付金の原資などを県社会福祉協議会に補助するものである。

(カ)については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績確定等に伴い、実績額を超過した既交付額について国へ返還するものである。

「カ 給与費」及び「キ 公債費」については、予算額と執行見込額との差を減額するものである。

「ク」については、他道府県からの地方消費税清算金や個人県民税の配当割が当初の見込みを下回ったことなどに伴い、市町村への交付金等を減額するものである。

「ケ」については、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費などについて、これまでの実績を踏まえ、予算額と執行見込額との差を減額するものなどである。

(2)については、今年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定をお願いするものである。

次に、9ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、2月定例会に追加提案を予定している、議案の詳細である。よろしく願います。

#### 委員長

2 代表質問についての、代表質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

3 一般質問についての(1)一般質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、同じく資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月29日(木)については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、3月1日(金)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

#### 中屋敷委員

3月1日については、1番目が保谷武議員、3番目が小川直志議員で願います。

#### 委員長

次に、3月4日(月)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**中屋敷委員**

3月4日については、1番目が宮崎吾一議員、2番目が内沼博史議員、3番目が新井一徳議員で願います。

**委員長**

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局に配布させるので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月13日（火）の本委員会において、執行部から急施を要するとの要請があった第53号議案及び第54号議案の取扱いについて、御協議をお願いする。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、代表質問初日・2月27日（火）に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は休日を除く発言の2日前・2月22日（木）の正午までということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

5 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問初日・2月29日（木）、案文については一般質問最終日・3月4日（月）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月27日（水）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

#### 委員長

6 令和6年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2を御覧願う。現在の各会派に配分されているポストは34であり、その内訳は、自民22、民主フォーラム5、公明3、県民3、共産党1となっている。令和5年度と令和6年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は34となる。これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料2の一番下の令和6年度配分（案）のとおり、自民22、民主フォーラム5、公明3、県民3、共産党1となるので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月27日（火）までに各会派間で調整願う。

< 了 承 >

#### 委員長

7 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いします。

< 了 承 >

#### 委員長

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

9 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、76番山根史子議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・2月27日(火)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年2月27日(火)第1回)

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しを頂いたので、開会日に説明した議案に加えて、本日急きょ追加提案をさせていただきます議案について説明する。

サイドボックスにある「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案する議案は、訴えの提起について1件である。

2 ページにある資料1「埼玉県議会令和6年2月定例会付議予定議案件名表(追加提出)」を御覧いただきたい。

本議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給申請手続において、本県が不合理な判定等を行ったとした損害賠償等請求事件の判決に対し、控訴を提起するものである。

本事件については、去る2月16日、さいたま地方裁判所越谷支部において、県に損害賠償を命ずる判決が言い渡された。この判決内容を詳細に検討した結果、特に、県総合リハビリテーションセンターの医師が作成した意見書に誤りがあったとされた部分については、県として認められないものであり、今後の補装具費支給認定事務に及ぼす影響が極めて大きいと考えられることから、これを不服として控訴するものである。

なお、本議案については、控訴期限が3月1日となっていることから、他の案件に先立って御審議いただくよう、特段の御配慮をお願いするものである。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今、執行部から、急施を要するとの要請があった追加提出議案の取扱いについて、御協議をお願いする。委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 協議・了承 >

**委員長**

また、本日の代表質問2人目終了後に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は本日の代表質問1人目終了後の休憩中速やかに、ということでは



かがか。

< 了 承 >

#### 委員長

2 知事提出急施議案（第53号議案及び第54号議案）に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

なお、委員会付託の確認については、先ほど取扱いを決定いただいた「控訴の提起について」とともに、代表質問1人目終了後の本委員会で確認いただくことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

3 地方自治法の一部改正に伴う条例等の整備についてだが、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、条例等を整備する必要がある。条例案等の概要として、資料1ないし4をお手元に配布しておいたので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

まず、資料1を御覧願う。情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例案について、総務課長に説明させる。

#### 総務課長

情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例、いわゆるデジタル手続条例について説明する。資料1を御覧願う。

条例の要旨となっているが、2ページ目以降で説明する。次のページを御覧願う。

まず、条例の概要だが、この条例を制定することにより、議会に係る申請、通知等の手続が他の規程により書面ですることとされていても、それらの規定にかかわらず、電子情報通信技術を用いて、オンラインやデジタルによる手続を可能とするものである。

続いて、条文だが、全9条で構成される条例となる。

第1条の目的だが、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与すること、としている。

第2条は用語の定義となっている。

1枚おめくりいただき、第3条だが、県民等から議会等に対して行われる申請等をオンラインにより行うことを可能とする規定となっている。

次に、第4条だが、議会等から県民等に対して行われる処分通知等をオンラインにより行うことを可能とする規定となっている。

続いて、第5条だが、議会等が行う縦覧等を電磁的な記録で行うこと、例えば、インターネットでの掲示や、パソコンの画面で縦覧に供することなどを可能とする規定となっている。

次のページを御覧願う。第6条は、書類の作成や保存を電磁的な記録で行うことを可能とする規定である。

このほか、第7条では対面での確認が必要な場合や、他の条例等で電子情報通信技術で行うことが可能と規定されているものについては、この条例の適用除外となること、第8条では添付が必要とされる書面であっても、議会等が他の手段で内容を確認できる場合には添付を省略できること、第9条で施行に関し必要な事項は議長が定める委任について定めている。

施行日については、令和6年4月1日とする。また、詳細を定めた施行規程も併せて制定する予定である。

## 委員長

次に、資料2を御覧願う。埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案については、議会に係る手続の電子化について定める等のため、改正するものである。主な内容は、議会に係る手続について電磁的記録によることを可能にする、会議録の記録方法について速記を廃止し録音等による方法で記録するものとする、初顔合わせ会の招集権者について知事から議会事務局長に変更する、欠席事由である「配偶者の出産補助」について事実上婚姻関係と同様の状況にある者を含むものとする、その他、所要の改正をするものである。

次に、資料3を御覧願う。埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案については、会議規則と同様、議会に係る手続の電子化及び欠席届に関する規定を整備するものである。なお、改正のうち会議規則及び委員会規程に定める電磁的記録による議会手続については、さきに資料1で説明のあった、いわゆるデジタル手続条例案では対象外としているため、別途、改正する必要があることを申し添える。

次に、資料4を御覧願う。地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正については、本県が定める「地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項」において、地方自治法のうち、改正される条項の引用があることから、条項ずれに伴う規定の整備を行うものである。

なお、これらの施行期日については、いずれも法律の施行期日と同じ令和6年4月1日としている。

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしく願います。

## 委員長

4 令和6年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料5を、改めてお手元に配布した。

この件について、各会派で御検討いただいたかと存じますので、御協議願う。

何か御意見はあるか。

## 中屋敷委員

我が会派の意見を申し上げます。まず、付託事件の打切りについてだが、少子・高齢福祉社会対策特別委員会に付託されている「新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策の

件」は、感染症が5類へ移行したことやその後の状況に鑑み、審査を打ち切るべきと考える。

その他の部分については、変更する必要はなく、幅広く県民の生活の向上等の要望に応えるため、引き続き必要であると考えている。

### 八子委員

無所属県民会議の意見としては、特別委員会という性格上、常任委員会では審議ができないものに特化して審議をすべきではないかという考えから、公社事業対策特別委員会と、新たに議会改革特別委員会の2委員会を来年度に向けて設置すべきと考える。

### 伊藤委員

共産党としては四つの委員会をお願いしたいと考えている。地方創生・行財政改革特別委員会はSDGsの推進として、ジェンダーの問題を取り扱うということを引き続き行いたいと思っている。公社事業に関しても、多数の公社があるので、ここできちんとチェックしていく必要があると思う。少子・高齢福祉社会対策特別委員会に関しては、先ほど御意見があったが、新型コロナウイルス感染症に関しては5類に引き下げられたが、この教訓を精査しながら今後の対策に結び付けていくために、少子・高齢福祉社会対策については常任委員会でも議論ができる課題であると捉え、感染症に関する特別な議論ができる委員会に変えた方がいいのではないかと考えている。危機管理・大規模災害対策特別委員会は、能登半島地震もあったので、埼玉でもいざという時のために備えるということで残しておいた方がいいと考える。

地方創生・行財政改革、公社事業対策、新型コロナウイルス感染症対策、危機管理・大規模災害対策の四つの委員会に今後に向けて変えていった方がいいのではないと思う。

### 委員長

ただ今、様々な御意見を頂いたが、協議を整えるにはもう少し時間が必要かと存じる。今後の本委員会で、改めて御協議いただくことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

5 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった諸井真英議員及び鈴木正人議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の本委員会において、選挙の方法及び日程等を御協議いただきたいので、よろしく願います。

### 委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が議事日程を配布 >

### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**中屋敷委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として条例案を提出したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

**委員長**

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**中屋敷委員**

お配りした条例案の概要を御覧願う。

令和3年5月28日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、事業者は社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられた。この規定は、令和6年4月1日から施行することとされている。

一方、平成28年に制定された「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」においては、事業者が社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることは努力義務として規定されている。そこで、条例においても、事業者が社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をするよう義務を課す必要がある。

また、県が社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることは、既に条例において義務として規定されているが、法律等に合わせて規定を整理する必要があると考えている。

そこで、私たちは、事業者が必要かつ合理的な配慮をするよう義務を課す等することを目的として、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の改正案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今の件については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいので、よろしくお願います。

**委員長**

7 その他に入る前に申し上げます。

まず、本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時に電子データを含めパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とさ

れているので、念のため申し上げます。

次に、代表質問時における計画的な休憩の運用についてだが、代表質問は質問時間が45分、答弁時間も同程度となる。一般質問に比べて答弁者の人数が少なく、一人当たりの答弁時間も長くなるため、おおむね60分では、答弁の途中で休憩を取らざるを得なくなることから、質問が終わった時点で休憩し、休憩後、答弁から再開する予定である。

各会派におかれては、この旨の周知をお願いします。

#### **委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### **議事課長**

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

#### **委員長**

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問1人目終了後とすることによいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年2月27日(火)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第53号議案、第54号議案及び第71号議案)についての(1)第71号議案に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

なお、明日2月28日(水)の議事日程は、開会日に確認したとおり、公明の代表質問となるので、御承知おき願う。

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・2月29日(木)の朝・午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年2月29日(木)第1回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第53号議案、第54号議案及び第71号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 令和6年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、去る2月27日(火)の本委員会の協議及び会派間の調整を踏まえ、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 意見なし >

**委員長**

それでは、委員長案のとおり決定することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**木村委員**

大変お忙しいところ誠に申し訳ないが、この場をお借りして、今朝報道があった当会派所属の辻浩司議員の件について、当会派代表の田並から皆様に報告させていただくお時間を頂ければと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今、木村委員からあった申出について御了承いただけるか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、民主フォーラムの田並代表の入室をお願いする。

### 田並議員

議会開会前の貴重な時間を頂き、申し訳ない。ただ今、木村幹事長から話のあったとおり、皆さんも御存じかと思うが、報道にて当会派の辻浩司の記事が掲載された。詳細はこれから本人から聞き、その後どういう対処をしていくかはこれから会派で協議して決めていきたいと思っているが、まずは開会中の大変な時期にお騒がせしたこと、そして、御迷惑をお掛けしたことを、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思う。本当に皆様、すみませんでした。また会派で今後の対応を決定したら、早急に報告させていただきたい。貴重なお時間を頂き感謝する。

### 委員長

それでは、田並代表は御退出願う。

### 委員長

4 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

### 議事課長

本日午前９時３０分現在、１２番山崎すなお議員から、欠席届が提出されている。

### 委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

### 委員長

なお、１２時１５分を目途に再開できればと考えている。

### 委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時によいか。

< 了 承 >



令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年2月29日(木)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第53号議案、第54号議案及び第71号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

なお、明日3月1日(金)の議事日程は、開会日に確認したとおり、3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

**委員長**

3 その他の(1) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月4日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 特別委員の所属変更についてだが、水村篤弘議員から所属変更したい旨の申出があった。

については、水村篤弘議員を経済・雇用対策特別委員会から、自然再生・循環社会対策特別委員会へ所属変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第1号議案～第52号議案及び第55号議案～第70号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり、総務県民生活委員会及び地方創生・行財政改革特別委員会において、報告を行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議員提出議案についての(1)埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の一部を改正する条例案についてだが、去る2月27日(火)の本委員会で自民から提案があった条例案1件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第1号議案は、提案者を代表して、41番関根信明議員が提案説明を行うことによいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中、速やかに、ということではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、(2) 情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進に関する条例案、(3) 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則案、(4) 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程案、(5) 地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正案についてだが、去る2月27日(火)の本委員会において配布した委員長案について、各会派で御検討いただいたかと存じる。

改めて、資料2ないし5としてお手元に配布させていただいたが、この案ではいかか。

< 協議・了承 >

### 委員長

御了承いただいた案について、条例、規則等の形式にした案文を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

### 委員長

この内容ではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

それでは、最終日・3月27日(水)の本委員会において、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等を確認の上、同日の本会議に上程することではよいか。

< 了 承 >

### 委員長

なお、会議規則の改正案を提出するに当たっては、同規則第87条により、議員の定数

の4分の1以上、すなわち24名以上の議員の賛成がなければならないとされているため、議会運営委員に加えて、7名以上の提案者が必要となる。提案者の調整については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

#### 委員長

(6) 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料6のとおり、意見書29件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

#### 委員長

5 令和6年度の委員会構成についてだが、令和6年度の各委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

#### 委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月15日(金)の午後5時までに御報告いただくよう、お願いする。

< 了 承 >

#### 委員長

6 令和6年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料7のとおり調整したので、報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月15日(金)の午後5時までに御報告いただくよう、お願いする。

< 了 承 >

**委員長**

7 第51号議案「埼玉県地域保健医療計画の策定について」別紙の正誤表の提出についてだが、お手元の資料のとおり、知事から提出された。この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

**企画財政部長**

委員長にお許しを頂いたので御説明申し上げます。サイドボックスにある第51号議案「埼玉県地域保健医療計画の策定について」別紙正誤表のファイルをお開き願う。今定例会に提出した第51号議案「埼玉県地域保健医療計画の策定について」の別紙「埼玉県地域保健医療計画 令和6年度～令和11年度」に誤りがあった。誤りは合計6か所であり、正誤表の一番上の口にあるとおり、13ページ、人口動態の「2 死亡」「(1) 主要死因別死亡」の文中において、正しくは2022年と記載すべきところを2023年としてしまっていたなど、いずれも年次の表記を誤ったものである。訂正の手続きを取らせていただくとともに、正誤表及び修正後の議案別紙「埼玉県地域保健医療計画」を提出させていただいた。何とぞよろしくお願い申し上げます。

**委員長**

この件については、本日の本会議で、議長から報告することとするので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

8 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

9 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日、午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第1号議案の提案説明終了後することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、午後0時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月4日(月)第2回)

---

**委員長**

1 議第1号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会部局別質疑最終日・3月15日(金)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、御協力願う。

本件については、最終日・3月27日(水)の本委員会で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月26日(火)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月26日(火))

---

**委員長**

1 議席の変更及び決定についてだが、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要が生じている。

については、お手元の資料1のとおり、自民及び無所属の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、無所属の諸井真英議員の議席は、48番とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更及び新議員の選出を受けて、自民及び民主フォーラムから議席の報告があったので、これらを踏まえた議席変更一覧表を、事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更及び決定を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、ただ今変更した議席には、本日から御着席いただくが、登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 常任委員の選任についてだが、小森克己議員を福祉保健医療委員に選任することでよいか。

< 了 承 >



### 委員長

この件については、次の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

### 委員長

3 特別委員の選任についてだが、小森克己議員を経済・雇用対策特別委員に選任することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

この件については、次の本会議において、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

### 委員長

4 令和6年度の委員会構成についてである。去る3月4日の本委員会において、各委員会の会派別委員配分を御了承いただいたが、その後、会派別所属議員数の変更があったことに伴い、資料2のとおり、常任及び特別委員会における自民、民主フォーラム及び無所属の配分を変更するので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

5 各常任委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

< 了 承 >

### 委員長

6 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料3のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願う。

### 伊藤委員

請願権は、憲法に定められた国民の大変重要な権利である。特に今回は、保険医協会の

皆様が12月のアンケートに基づいて出された請願であり、本会議の中でも、どういう意見が出て、賛成なのか反対なのかを説明する大事な意見表明の場だと思うので、ぜひ討論をお願いしたい。

#### 中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

#### 委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数なので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

7 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料4の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

#### 委員長

御異議なしと認め、お手元の資料4の案のとおり決定した。

#### 委員長

8 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、去る2月20日（火）の本委員会で報告したとおり、2名の欠員が生じているため、選挙を行う。まず、（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、会派別配分についてだが、自民2名とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会後に御報告をお願いする。次に、（2）選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月27日（水）に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

9 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料5のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長について、去る3月22日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

10 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

11 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月27日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月27日(水)第1回)

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事議案)についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、追加提案をお願いしたいと考えている人事案件について、説明させていただく。

その内容だが、監査委員の選任についてである。埼玉県監査委員に日下部伸三議員、立石泰広議員を新たに選任することについて、御同意をお願いするものである。

去る2月20日に説明申し上げた、副知事、監査委員及び公安委員会委員の選任及び任命と併せ、どうぞよろしく願います。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

**委員長**

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、第1号議案、第8号議案及び第19号議案に対する反対討論、27番細川威議員から、第1号議案に対する賛成討論、45番中川浩議員から第8号議案及び第24号議案に対する反対討論、59番安藤友貴議員から第1号議案に対する賛成討論、46番石川忠義議員から第1号議案に対する賛成討論、28番伊藤はつみ議員から第46号議案、第49号議案及び第51号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 意見書案についてだが、去る2月29日(木)(一般質問初日)までに、各会派から提出された意見書案の柱29件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料の一覧表のとおり、共同提案9件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月27日(水)第2回)

---

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事議案)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 選挙管理委員及び同補充員の選挙についての(1)候補者氏名の確認についてだが、お手元の名簿を御覧願う。選挙管理委員及び同補充員、それぞれ定数4名に対して、それぞれ4名の候補者が推薦されているので御確認願う。

なお、補充員の順序については、各会派間で調整した結果となる。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)選挙の方法についてだが、いずれの選挙も、指名推選により行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から議第15号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議決後の条例、規則、規程に係る情報通信技術の活用に関し必要な事項については、事務局に所要の手続を執らせる。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議会運営、常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。

したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の（１）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議会運営、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。



令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月27日(水)第3回)

---

**委員長**

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。

84番神尾高善議員及び85番高橋政雄議員が、自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和6年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和6年3月27日(水)第4回)

---

**委員長**

1 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議席の一部変更についてだが、お手元の資料のとおり、議席を一部変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会改革についての(1)一問一答式の質疑・質問における発言時間についてだが、先例により、一括質問・一括答弁式の場合は、当初の質問が30分、再質問が10分、再々質問が5分、一問一答式の場合は、再質問・再々質問を含め35分とされている。

一問一答式の時間を決定した令和2年12月定例会の議会運営委員会では、実施後に改善等を要する事項があれば、必要に応じて検討することとしていたが、一問一答式を導入

した令和3年2月定例会以降の実績を見ると、一問一答式の場合、一括質問式と比較して会議時間が長くなっている。両方式の均衡を図るため、各会派と協議させていただいた内容を踏まえ、先例を変更する委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞  
＜ 事務局職員が資料を配布 ＞

#### 委員長

御覧のとおり、変更案は、一問一答式では35分であった質問時間を、30分に変更するものである。

この案でいかがか。

＜ 了 承 ＞

#### 委員長

それでは、案のとおり決定し、令和6年度から実施する。なお、令和2年12月18日の議会運営委員会において、「執行部は、議員の質疑・質問に対する答弁に際して、議員の発言時間と同程度の答弁時間となるよう努める」旨を執行部に要望している。執行部におかれては、改めてこの点に御留意いただくよう、願います。

次に、(2) 効率的な議会運営についてだが、何点か提案をさせていただきたいと考えている。委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞  
＜ 事務局職員が資料を配布 ＞

#### 委員長

概要を説明する。

まず、1 本会議に出席する説明者について、質疑・質問日においては、知事、副知事、企画財政部長、質疑・質問に関係する部長等及び知事が必要と認めた者の出席とするものである。

次に、2 本会議における発言について、閉会日の本会議における特別委員会の付託事件に関する議長発言について、一覧表を配布し、全ての付託事件を読み上げないこととするものである。また、議案等を議事課長が朗読する先例を廃止し、議長が議案番号等を報告するのみとするものである。以上のとおり変更する案である。

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

＜ な し ＞

#### 委員長

それでは、案のとおり申し合わせるとともに、本会議での議事課長による議案朗読については、先例を廃止することに決定してよいか。

＜ 了 承 ＞

**委員長**

それでは、これらについては、令和6年度から実施する。また、決定した先例変更について、事務局に所定の手続きを執とらせる。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の(1) 6月定例会の会期予定案についてだが、この件については、6月17日(月)から7月5日(金)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。